

## 福島県「県民健康管理調査」の詳細調査「甲状腺検査」について

東京電力福島第一原発事故による放射線の健康影響については、現時点での予想される外部及び内部被ばく線量を考慮すると極めて少ないと考えられますが、チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんがあります。

福島県では、子どもたちの健康を長期的に見守るために、甲状腺(超音波)検査を実施しています。

### 1 対象者

平成 23 年 3 月 11 日時点で、0 歳から 18 歳までの福島県民(以下「対象者」という。)

○先行検査：平成 4 年 4 月 2 日から平成 23 年 4 月 1 日までに生まれた者

○本格検査：平成 4 年 4 月 2 日から平成 24 年 4 月 1 日までに生まれた者

### 2 実施方法

福島県立医科大学、福島県内外の医療機関等が連携して実施します。

ゼリーをつけた器械(2 cm×5 cm程度)を首に当て甲状腺を検査します(検査時間:1 人5 分程度)。

### 3 実施計画

①先行検査：平成 23 年 10 月から平成 26 年 3 月末までに、1 回目の甲状腺(超音波)検査を実施し、甲状腺の状況を把握します。

※ 放射線の影響が考えにくい時期に行う現状確認のための検査

②本格検査：平成 26 年 4 月以降は、20 歳までは 2 年ごと、それ以降は 5 年ごとに継続して甲状腺(超音波)検査を行い、長期的に見守っていきます。

事 項	時 期	実施場所	対象者
検 査 1 回目	先行 検査 平成 23 年 10 月 ～11 月	福島県立医科大学附属 病院 1 階整形外科外来	計画的避難区域の対象者の一部 (川俣町山木屋地区、浪江町 飯舘村(以下「先行区域」 という。))
	(全県) 先行 検査 平成 23 年 11 月 ～平成 26 年 3 月	保健センター 公民館 学校等の施設	先行区域の未受検者 先行区域以外を対象者
検 査 2 回目 以 降	(全県) 本格 検査 平成 26 年 4 月以降	福島県内検査拠点施設 福島県外医療機関等	「対象者」全員 ※20 歳まで 2 年ごと、それ 以降は 5 年ごとに継続し て検査を実施

## 4 (全県)先行検査について

### (1) 実施体制

福島県内：福島県立医科大学スタッフ等が中心となり、5班編成で保健センター、公民館、学校等の公的施設で出張検査します。

福島県外：甲状腺検査が可能となる医療機関等の指定を行うなど、検査体制を整備します。

※ 平成24年度早期に全都道府県に1か所以上設定できるよう、関係学会の協力を得ながら協力医療機関の選定等を協議中。

### (2) 実施スケジュール

平成23年11月中旬以降、次の①～②の順序で市町村毎に検査を実施します。

①避難区域等指定市町村の対象者（平成24年3月までに実施予定）
田村市、南相馬市、伊達市、川俣町（山木屋地区以外）、広野町、楡葉町、富岡町 川内村、大熊町、双葉町、葛尾村
②避難区域等指定市町村以外の市町村の対象者（平成24年4月以降）
原則として、平成23年3月18日時点の環境放射能のモニタリング結果（福島県等測定結果）の高かった順に検査を実施予定

### (3) 対象者への通知

本人（保護者）あてに、検査実施場所及び検査日時を通知します。

## 5 検査結果

後日、本人(保護者)あてに検査結果を通知します。

検査の結果、結節(しこり)が見つかった場合、二次検査となります。二次検査では、さらに詳しく超音波検査を行った後、採血、尿検査を実施します。必要があれば、良性か悪性かを定めるために、結節(しこり)から細胞を吸引する穿刺吸引細胞診(せんしきゅういんさいぼうしん)を行います。